

## 令和6～7年度旧諸戸邸装飾等修繕計画及び耐震改修工事实施設計業務委託 公募型プロポーザル 審査要領

### 1 目的

この審査要領は、令和6～7年度旧諸戸邸装飾等修繕計画及び耐震改修工事实施設計業務委託公募型プロポーザル募集要領にもとづき、旧諸戸邸装飾等修繕計画及び耐震改修工事实施設計業務企画提案審査会（以下「審査会」という。）が、優先交渉権者等を選考するにあたり、審査事務等の必要な事項を定めるものである。

### 2 選考方法

優先交渉権者等の選考は、令和6～7年度旧諸戸邸装飾等修繕計画及び耐震改修工事实施設計業務委託公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）にもとづく公募型プロポーザル方式により、事業者に企画提案を求める方式で実施する。

### 3 審査会

審査会は、審査会委員（以下「委員」という。）と、庶務を担当する審査会事務局（以下「事務局」という。）によって構成する。

### 4 質問への回答

事務局は、募集要領等に関する質問書の提出を受けた場合、その回答を作成し、質問者に回答するとともに、本市ホームページで公表する。

### 5 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりとする。

- (1) 事務局は、期限までに提出された参加表明書等の提出書類をもとに、参加資格要件及び応募要件の適否を審査し、その結果（選定又は非選定）を応募者に通知する。なお、提出書類の記載から適否を確認することができない要件については、誓約書の提出をもって確認する。
- (2) 事務局は、期限までに提出された技術提案書等を確認し、不備不足が無いこと、見積書に記載された金額が事業費限度額を超えていないことを確認する。提出書類の無効、虚偽の記載、事業費限度額の超過等の失格要件に該当することを確認した場合は、この時点で失格の扱いとする。
- (3) 事務局は、参加者に、プレゼンテーションの実施場所、開始時刻等の必要な事項を連絡する。
- (4) 事務局は、参加者の提出書類を整理し、各委員に送付する。
- (5) プレゼンテーションは、参加者ごとに、原則として次の時間配分で行う。

ア 提案内容の説明	20分
イ 質疑応答	15分
- (6) 委員は、書類、プレゼンテーション及び質疑応答により審査を行う。審査は、評価項目ごとに点数をつける方式で行い、100満点で評価する。評価項目とそれぞれの配点は、別紙「審査基準」のとおりとする。
- (7) 審査会は、審査を効率的に行うため、評価項目1～4（業務実績、経験及び資格、見積額）に関する書類審査を事務局に委任し、事務局の採点を各委員の点数とする。

(8) 評価項目 5～8 の評価は 5 点満点とし、次の 5 段階で行う。

優れている	… 5 点
やや優れている	… 4 点
普通	… 3 点
やや劣る	… 2 点
劣る	… 1 点

(9) 評価項目 5～7 は、項目に応じて、5 段階で評価した点数を 2 倍又は 3 倍に換算し、評価項目に重みを付ける。

## 6 優先交渉権者等の選考

審査会は、最低得点基準を満たした者の中から、各委員の評価点の平均（小数第二位を四捨五入）が最も高い者を本業務の優先交渉権者として、次に高い者を次点交渉権者として 1 者ずつ選考する。同点となった場合の取扱は、技術提案の審査（B）における各委員の評価点の平均（70 点満点）が高い者を優先し、更に技術提案の審査（B）における各委員の評価点の平均が同点となった場合は、見積額が廉価である者を優先する。参加者が 1 者の場合も選考を行うが、最低得点基準を満たす者がいなかった場合は、優先交渉権者及び次点交渉権者を選考しない。最低得点基準は、48 点（すべての評価項目（評価項目 4 の見積額に対する評価を除く）の配点を合計した点数の 2 分の 1）とする。

なお、審査会は、優先交渉権者及び次点交渉権者の選考とあわせて、選考理由等のまとめを行う。

## 7 選考結果の報告

審査会は、優先交渉権者、次点交渉権者、選考理由等の選考結果を、本市に報告する。

## 8 優先交渉権者の特定等

本市は、審査会の報告を参考に、優先交渉権者を特定し、優先交渉権者には、特定通知書を送付する。優先交渉権者以外の参加者には、非特定通知書を送付する。また、本プロポーザルの結果は、本市ホームページで公表する。

## 9 その他

この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。